

議案第73号

関市都市公園条例の一部改正について

関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月29日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

中池公園内の市民球場、球技場及び陸上競技場の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市都市公園条例の一部を改正する条例

関市都市公園条例（昭和48年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1の表中池公園の項中

「

市民球場	3,000	4,000	4,000	8,000
------	-------	-------	-------	-------

を

」

「

市民 球場	グラウンド （フリースペ ース、ダッグ アウト、選手 用医務室及び 器具庫を含 む。）	4,000	6,000	6,000	12,000
	放送記録室	700	1,000	1,000	2,000
	本部席、来賓 観覧席、身体 障害者観覧 席、記者室、係 員室、審判員 室及び観客用 医務室	700	1,000	1,000	2,000
	更衣室	700	1,000	1,000	2,000
	ミーティング ルーム1	700	1,000	1,000	2,000
	ミーティング ルーム2	700	1,000	1,000	2,000

に、

」

「、更衣室B」を「及び更衣室B」に、「、更衣室D」を「及び更衣室D」に、

		5,000	
		15,000	
		600	
	を	700	に
		700	
		600	
		700	

改め、同表備考2ただし書中「1日につき52,500円」を「この表に定める使用料の額の6倍の額」に改め、同表備考4の表を次のように改める。

施設名		冷暖房料（円）		
中池公園	市民球場	放送記録室	300	
		本部席	300	
		来賓観覧席	300	
		身体障害者観覧席	300	
		記者室	300	
		係員室	300	
		審判員室	300	
		観客用医務室	300	
		更衣室	300	
		ミーティングルーム1	300	
		ミーティングルーム2	300	
		球技場	会議室	300
			審判更衣室	300
本部室	400			

別表第1その4の表中「、放送室」を「及び放送室」に、

午前
8：30～12：30
11,000
3,500
3,500
800
800
800
400
400
1,000
1,000

を

早朝	午前
日の出～8：00	8：30～12：30
7,400	11,000
2,400	3,500
2,400	3,500
600	800
600	800
600	800
300	400
300	400
700	1,000
700	1,000

に

改め、同表備考7の表中「、放送室」を「及び放送室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の関市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第1その1の表に規定する市民球場の施設並びに同表に規定する球技場の早朝及び別表第1その4の表に規定する陸上競技場の早朝の使用に係る許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。